

N I C Uに対する国庫補助の増額等に関する意見書（案）

都内の周産期母子医療センターのN I C U病床は、常時ほぼ満床状態にあり、周産期医療体制の強化は急務となっている。こうした状況下で、国は、これまでの整備目標を引き上げ、平成21年8月、「周産期医療体制整備指針（案）」において、N I C Uの整備を「出生1万人対25床から30床を目標」とした。

ところが、政府の行政刷新会議は、周産期母子医療センターに対する国庫補助を事業仕分けの対象とし、平成22年度予算要求を半額に縮減させる方針を決定した。このような評価は、到底、納得できるものではない。事業仕分けにおいては、N I C Uの診療報酬の配分見直しで対応することが予算半減の理由としているが、診療報酬が、いつから、どの程度改善されるのか、その内容はいまだ明らかにされていない。

東京都の周産期医療体制整備P Tが行ったN I C Uのモデル収支分析によれば、現在の診療報酬と国庫補助の下では、都の運営費補助金を投入してもなお、1床当たり700万円以上の赤字が生じるとの結果が得られている。緊急に求められているN I C Uの整備促進のためには、このような現状を速やかに、かつ抜本的に打開することが必要不可欠である。

よって、東京都議会は、国会及び政府に対し、早急に次の事項を実現するよう強く要請する。

- 1 周産期母子医療センターに対する国庫補助予算を、大幅に増額、拡充すること。
- 2 総合周産期医療センターへの国庫補助は、M F I C U数が補助額の算定基準とされているが、この算定基準にN I C U数を加えるとともに、地域周産期医療センターについてもN I C U数を算定基準とした国庫補助制度を創設すること。
- 3 N I C Uの診療報酬を、実態に合わせて大幅に引き上げること。
- 4 新生児科及び産科の医師、看護師の養成・確保対策を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年12月 日